平成２７年（フ）第３５７号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室2278番地60
債務者　丸山　勇策
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３５８号
埼玉県川口市西川口１丁目22番１号　仁志第２クイーンコーポ303号
債務者　白澤　正子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５７号
埼玉県越谷市大字花田733番地33
債務者　佐藤　勝利
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１５２２号
大阪市中央区鎗屋町２丁目３番７―302号
債務者　髙野かんな
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２号
沖縄県沖縄市東２丁目18番５号　ネクスコート敏203号室
債務者　瑞慶覧美和（旧姓比屋根）
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１８号
栃木県矢板市泉408番地
債務者　戸上　裕一
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月９日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第１２２号
東京都昭島市松原町２丁目８番８―306号
債務者　桐谷　幸恵
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１８号
大分県中津市大字昭和新田１番地１　プレジュール周防
債務者　山﨑　智弘
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月13日午後２時10分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第２０号
大分県中津市758番地１
債務者　丸山　秀美
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月13日午後２時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第１７４号
栃木県鹿沼市上石川1526番地14、前住所福岡県福岡市南区井尻３丁目32番25号
債務者　渡邉　昌明
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７９号
栃木県宇都宮市西川田南２丁目33番15号
債務者　只木　千晴
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３４１号
東京都青梅市千ヶ瀬町４丁目348番地の１ドミトリー山根101
債務者　高木　康之
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２７年（フ）第４号
秋田県横手市横手町字下飛瀬229番地
破産者　進藤いつ子
1　主文　当裁判所が平成27年３月４日にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「新藤いつ子」とあるのを「進藤いつ子」と更正する。
2　決定年月日　平成27年５月13日
秋田地方裁判所横手支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第４６６号
静岡県藤枝市茶町２丁目23番36号
破産者　有限会社菊月
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７５０号
名古屋市港区新茶屋２丁目1006番地
破産者　株式会社大アキ服部
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７５１号
名古屋市港区新茶屋２丁目1006番地
破産者　株式会社兼将
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部